改正NPO法対応
特定非営利活動法人ガイドブック
東京都
「認定編」

http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/
index4fiies/guidebook2402.htm

本書についてのご案内

平成２３年６月の特定非営利活動促進法の改正により、特定非営利活動法人のうち、運営組織及び事業活動の適正性などについて一定の要件を満たした法人は所轄庁の認定等を受けることができるものとする、新たな「認定（仮認定）特定非営利活動法人制度」が創設されました。

本書は、法、条例及び規則の内容を中心として、認定（仮認定）の申請手続き及び認定（仮認定）特定非営利活動法人としての管理運営上必要な手続きなどについて、解説するものです。

なお、本書は「認定（仮認定）特定非営利活動法人制度」における手続きなどに特化した内容となっています。特定非営利活動法人としての必要な手続きなどについては、「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」を併せてご覧ください。

東京都生活文化局都民生活部管理法人課

目次

本書についてのご案内

第1章　認定特定非営利活動法人とは

1　認定特定非営利活動法人の定義及び認定の基準……1

2　認定特定非営利活動法人等になると……3

<事前チェックシート>……5

第2章　認定手続き

<認定（仮認定）申請から申請後までの流れ（概略）>……19

1　認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続き……21

2　認定特定非営利活動法人等としての認定を受けるための基準……30

3　仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための基準……44

4　欠格事由……45

5　審査等において確認する書類……47

6　認定後の手続き……48

7　税制上の措置……50

<参考>　会計処理について……55

第3章　認定特定非営利活動法人の報告義務等

1　毎事業年度終了後の報告等……77

2　その他の報告……80

第4章　特定非営利活動法人の合併と認定手続き

1　特定非営利活動法人の合併……85

2　合併法人にかかる認定等の基準の適用……85

3　認定特定非営利活動法人等の合併……93

第5章　認定特定非営利活動法人等の情報公開

1　認定特定非営利活動法人等の書類の備置き……99

2　認定特定非営利活動法人等での書類の閲覧……99

3　東京都の情報公開（閲覧及び謄写）……101

第6章　認定特定非営利活動法人等の監督

1　報告及び検査……103

2　認定法人等に対する勧告及び命令等……104

3　その他の事業の停止……105

3　認定等の取消し……105

第7章　認定特定非営利活動法人等の罰則……107

＜法令の略称＞

本書で使用した法令名の略称は次のとおりです。

法……特定非営利活動促進法（平成10年３月25日法律第７号）

法令…特定非営利活動促進法施行例（平成２３年政令第319号）

法規…特定非営利活動促進法施行規則（平成２３年内閣府令第55号）

条例…特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月８日東京都条例第99号）

規則…特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成10年10月８日東京都規則第243号）

措法…租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

措令…租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

措規…租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

法人法…法人税法（昭和40年法律第34号）

法人令…法人税法施行令（昭和40年政令第97号）

法人規…法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）

所法…所得税法（昭和40年法律第33号）

所令…所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

所規…所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）

相規…相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）

第１章　認定特定非営利活動法人とは

● 特定非営利活動促進法の目的 ●

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第２条第１項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法第１条）。

１　認定特定非営利活動法人の定義と認定の基準等

認定特定非営利活動法人制度は、特定非営利活動法人への寄附を促すことにより、特定非営利活動法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成 23 年の法改正により、平成 24 年度からは都道府県又は指定都市の長（以下「所轄庁」といいます。）が認定を行う新たな認定制度となりました。

（１）　認定特定非営利活動法人とは

認定特定非営利活動法人（以下、「認定法人」といいます。）とは、特定非営利活動法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた特定非営利活動法人をいいます（法第２条第３項、第 44 条第１項）。

（２）　仮認定特定非営利活動法人とは

仮認定特定非営利活動法人（以下、「仮認定法人」といいます。）とは、特定非営利活動法人であって新たに設立されたもの（設立後５年以内のものをいいます。ただし、平成 27 年３月 31 日までは、設立後５年を超えた特定非営利活動法人も申請をすることができます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいいます（法第２条第４項、第 58 条第１項）。

（３）　認定の基準

認定法人又は仮認定法人になるためには、次の基準に適合する必要があります。（法第 45 条、第 59 条）

① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定法人は除きます。）。

② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

③　運営組織及び経理が適切であること。

④　事業活動の内容が適正であること。

⑤　情報公開を適切に行っていること。

⑥　事業報告書等を所轄庁に提出していること

⑦　法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

⑧　設立の日から１年を超える期間が経過していること。

（注）　上記①～⑧の基準を満たしていても（仮認定法人は①を除きます。）、欠格事由（法第 47 条）に該当する特定非営利活動法人は、認定（仮認定）受けることはできません。

（4）　欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する特定非営利活動法人は認定等を受けることができません。(法第47条)。

①　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団又はその構成員等

②　認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない法人

③　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

④　国税又は地方税の滞納処分の執行等がされている法人

⑤　国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から３年を経過しない法人

⑥　暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

（5）　認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して５年となります（法第 51 条第 1 項)。

仮認定の有効期間は、所轄庁による仮認定の日から起算して３年となります(法第60条)。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定法人として特定非営利活動を行おうとする

認定法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（仮認定の場合は、有効期間の更新はありません。）（法第51条第2項）。

2　認定特定非営利活動法人等になると

認定法人又は仮認定法人になると、以下の税制上の措置を受けられるほか、報告義務や罰則もあります。

（1）受けられる税制上の措置

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定法人又は仮認定法人に対し、その認定法人又は仮認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法第41条の18の2第1項、第2項）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定法人又は仮認定法人に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法第37条の2第1項第3号・4号、第314条の7第1項第3号・4号）。

ロ 法人が寄附した場合

法人が認定法人又は仮認定法人に対し、その認定法人又は仮認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法第66条の11の2第2項）。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人（仮認定法人は適用されません。）に対し、その認定法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法第70条第10項）。

② 認定法人のみなし寄附金制度

認定法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（仮認定法人は適用されません。措法第66条の11の2第2項）。

（2）報告義務等

毎事業年度一回の役員報酬規程等の提出や、助成金支給実績及び海外送金等（200 万円超）の提出などの報告義務があります。また、法人の運営や活動について書類の備え置きや閲覧といった情報公開をしなければなりません。

（3）罰則

認定法人又は仮認定法人には毎事業年度ごとに作成し、所轄庁へ提出する役員報酬規程等や代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等の書類を作成し、遅滞なく所轄庁や関係知事に提出することによりその運営を適正に行っていく義務があります。書類の提出を怠った場合等には過料などの行政処分を受けることがあります。

事前チェックシート

○　認定又は仮認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等（仮認定を受ける場合は①を除く）に適合する必要があります。

（注）　仮認定は、設立の日から５年を経過した法人及び過去に認定又は仮認定を受けたことがある特定非営利活動法人（このチェックシートにおいて以下「法人」といいます。）は受けることができません。なお、改正特定非営利活動促進法施行日（平成24年４月１日）から起算して３年を経過する日までの間に仮認定の申請を行おうとする法人については、法人設立の日から５年を経過した法人であっても、仮認定の申請を行うことができます。

○　申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の９項目（仮認定を受ける場合は①を除く）のチェックポイントを確認してください。

○　項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。

○　実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の５事業年度分（初めて認定又は仮認定を受けようとする法人は２事業年度分）の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

①（仮認定除く）	イ　【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である 又は ロ　【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である 又は ハ　【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている（9頁）	適　・　否
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である（10頁）	適　・　否
③	運営組織及び経理が適切である（12頁）	適　・　否
④	事業活動の内容が適正である（13頁）	適　・　否
⑤	情報公開を適切に行っている（14頁）	適　・　否
⑥	所轄庁に対して事業報告書などを提出している（15頁）	適　・　否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない（16頁）	適　・　否
⑧	設立の日から１年を超える期間が経過している（17頁）	適　・　否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない（18頁）	適　・　否

ご注意ください！

○　このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は仮認定を受けることができるとは限りません。

― 実績判定期間について ―

○　実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前５年（過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受ける法人の場合は２年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日	B. 直前終了事業年度
（　　年　　月　　日）	（①　年　月　日 ～ 年　月　日）

Bの１年前事業年度	②	（　年　月　日 ～ 年　月　日）
Bの２年前事業年度	③	（　年　月　日 ～ 年　月　日）
Bの３年前事業年度	④	（　年　月　日 ～ 年　月　日）
Bの４年前事業年度	⑤	（　年　月　日 ～ 年　月　日）

申請区分		
□ 認定を受けたことのない法人又は仮認定を受ける法人		□ 過去に認定を受けたことのある法人
↓		↓
□ 2事業年度 （①～②決算期）	実績判定期間	□ 5事業年度 （①～⑤決算期）
↓		↓
実績判定期間 （　年　月　日 ～ 年　月　日）		

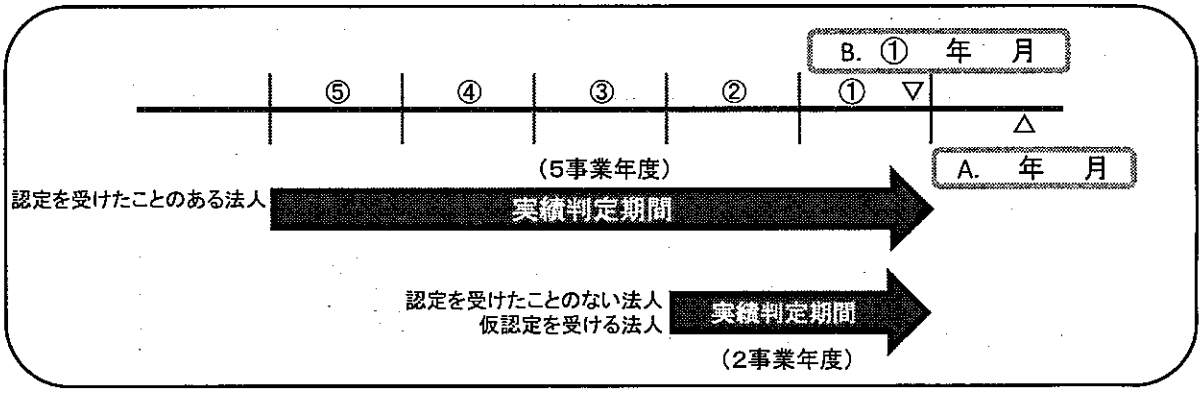

☆　基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆　仮認定法人としての仮認定を受けようとする法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ　―パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）について―
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額(注)」	（	円 ）
B. 国・地方公共団体からの補助金等	（	円 ）
C. 資産売却による臨時収入	（	円 ）
D. 1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）	（	円 ）
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	（	円 ）
F. 差引金額（A－B－C－D－E）	（	円 ）

（注）「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額」	（	円 ）
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	（	円 ）
I. 1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）	（	円 ）
J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	（	円 ）
K. 差引金額（G－H－I－J）	（	円 ）

（注）対価性のない助成金等を含みます。

$$\frac{\text{Kの金額}(\quad)}{\text{Fの金額}(\quad)} \geqq 20\%$$

はい → （適）認定基準等①-イに適合すると思われます

いいえ → （否）認定基準等に適合しません

※　初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

☆　基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆　仮認定法人としての仮認定を受けようとする法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ　―パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）について―
【絶対値基準】

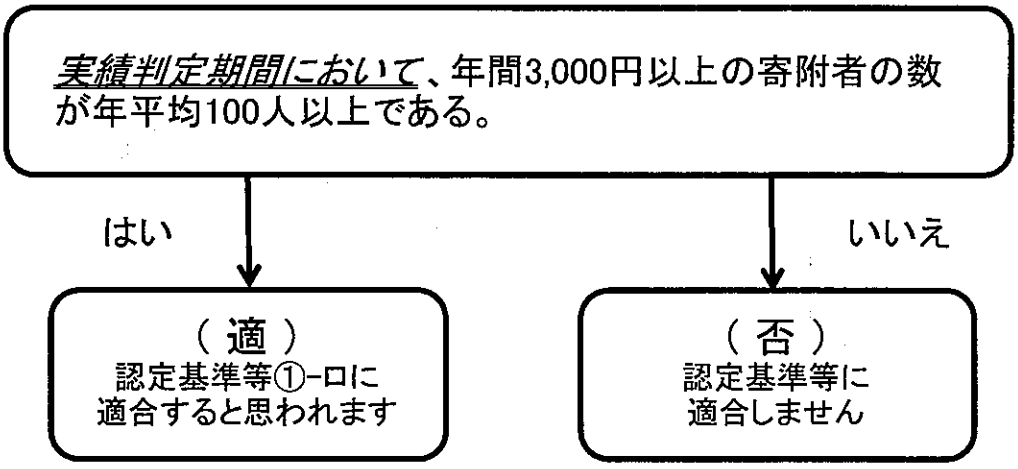

（注意事項）

○　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

○　寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

○　申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★　実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★　実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

	実績判定期間月数（A）		年3,000円以上の寄附者数（B）	
①	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
②	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
③	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
④	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
⑤	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
	合　計	月		人

$$\frac{\text{Bの合計}(\quad) \times 12}{\text{Aの合計}(\quad)} = \boxed{\text{年平均}\quad\quad\text{人}} \geqq 100$$

※　初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

☆　基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆　仮認定法人としての仮認定を受けようとする法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）について―
【条例個別指定法人】

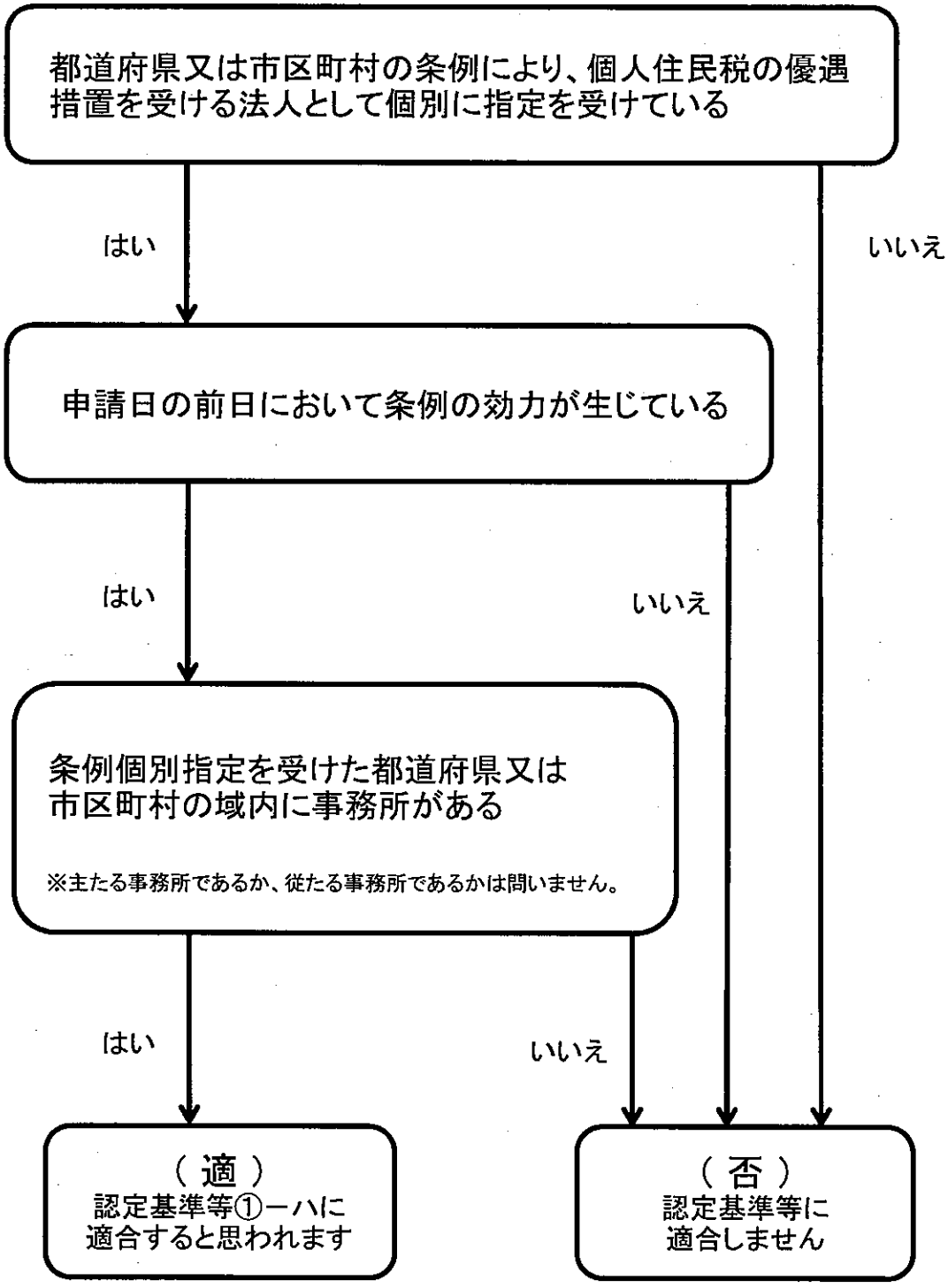

※　申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等②　　—　活　動　の　対　象　に　つ　い　て　—

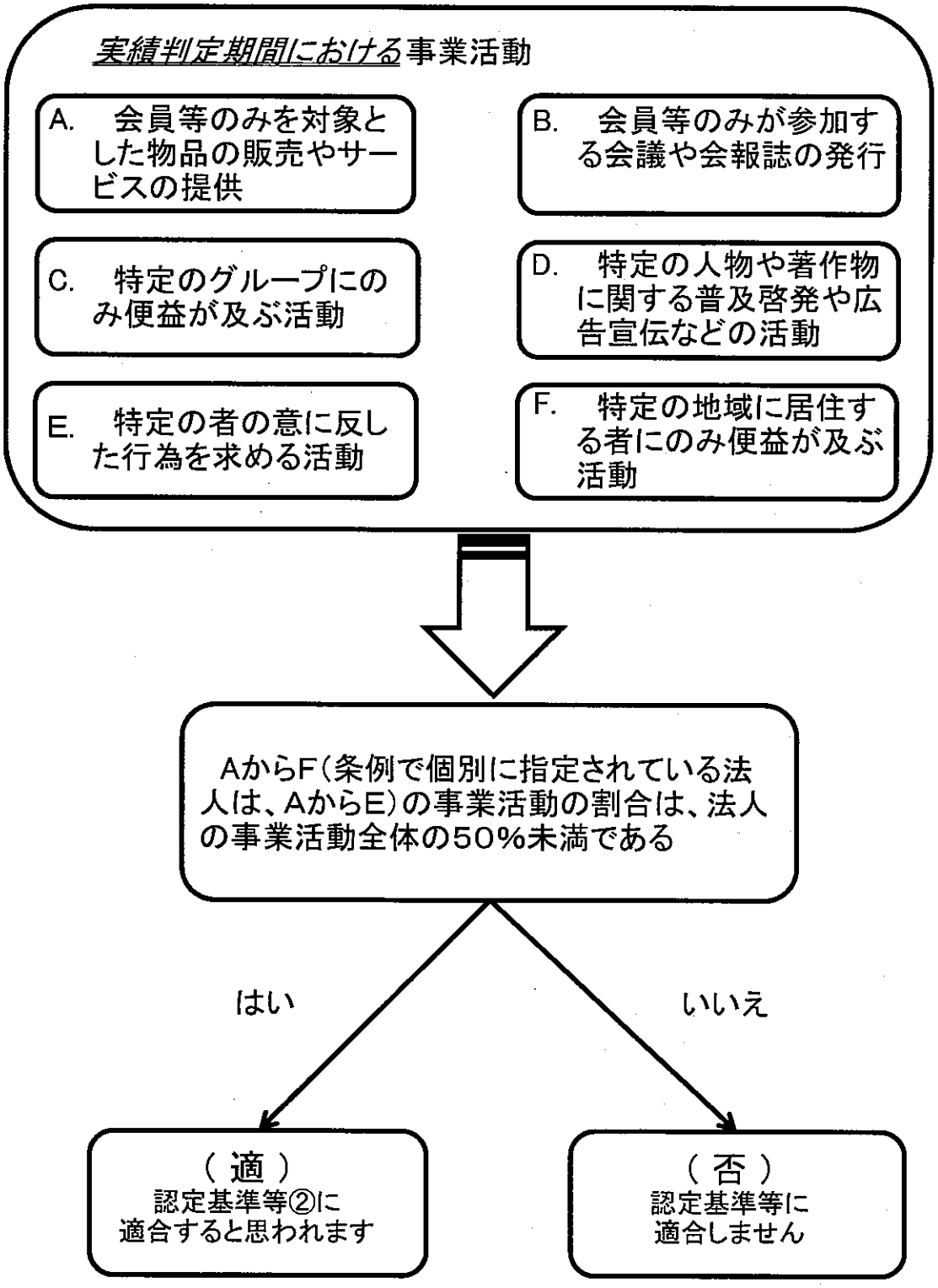

※　「会員等」の定義については、次頁を参照願います。

認定基準等②　　（参 考）「 会 員 等 」 に つ い て

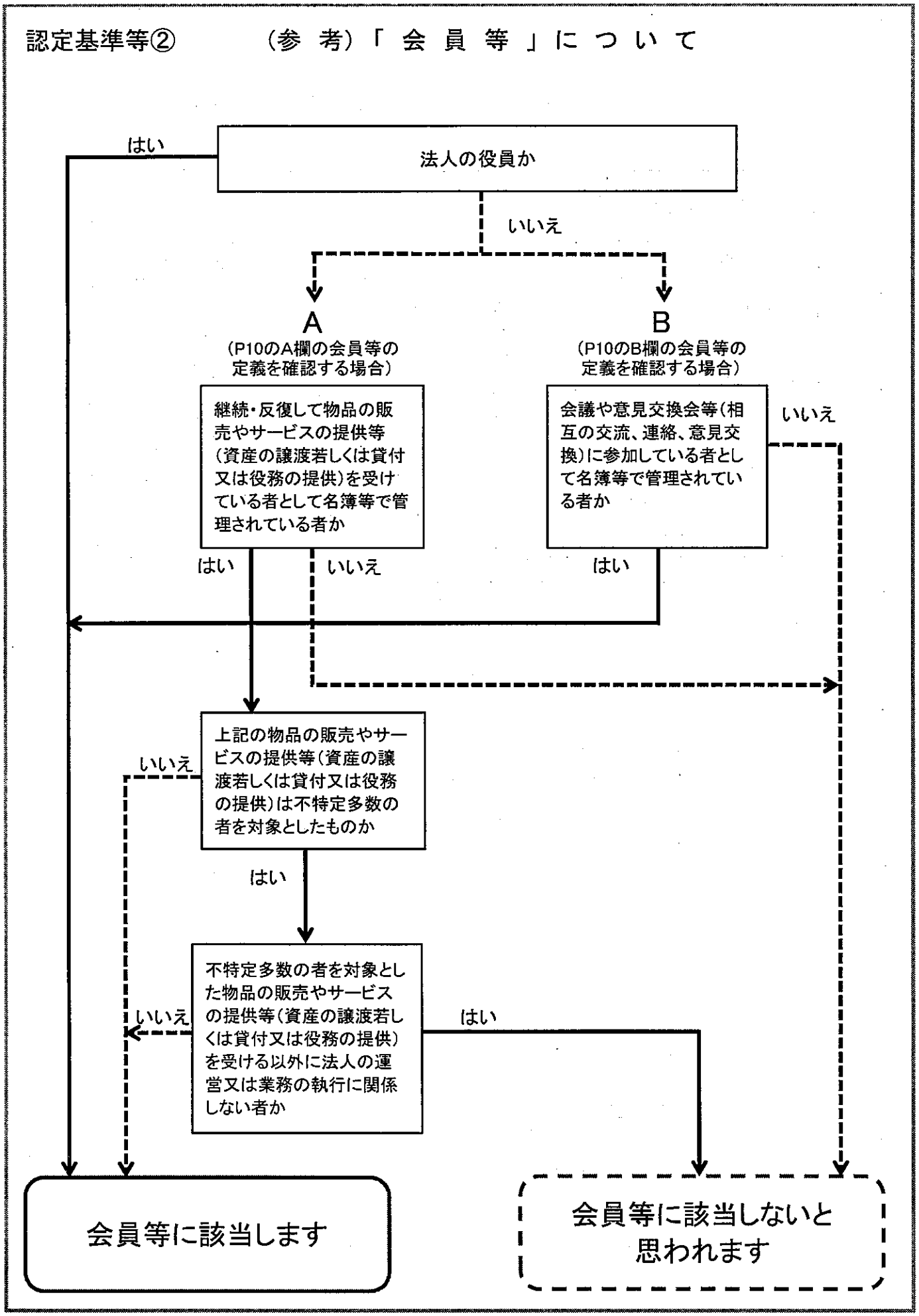

認定基準等③　　―　運営組織及び経理について　―

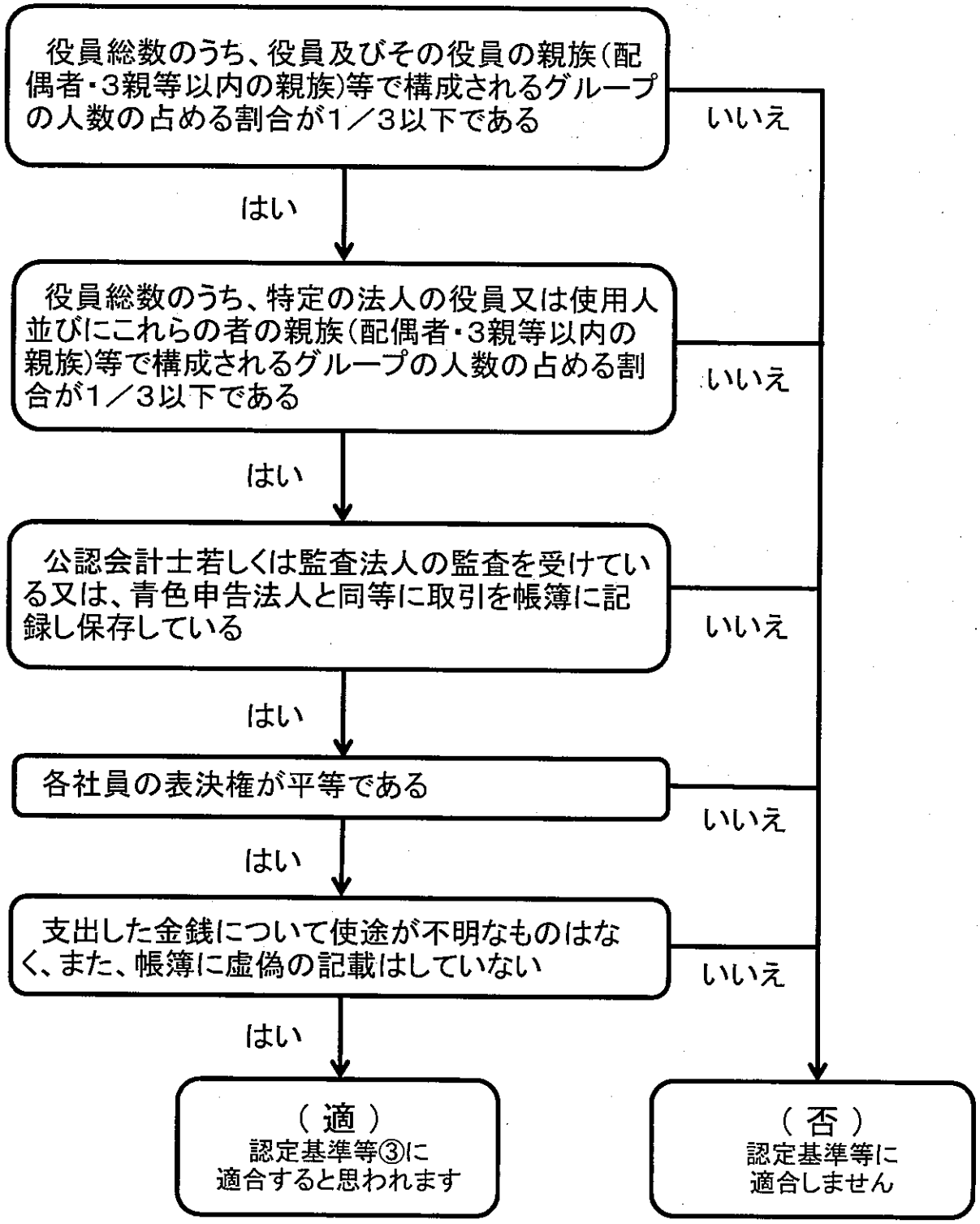

認定基準等④　　―　事　業　活　動　に　つ　い　て　―

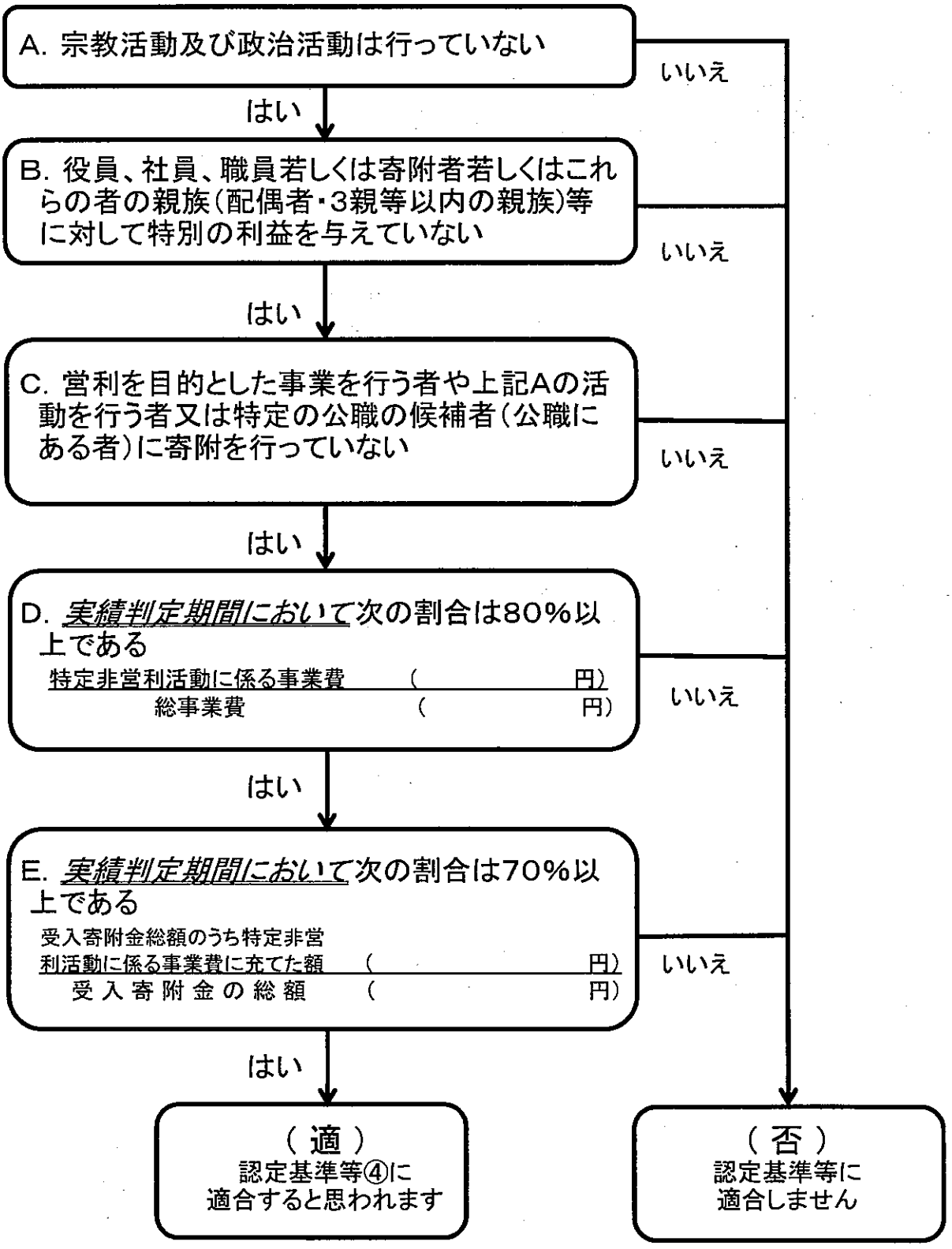

※　事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤　　―　情　報　公　開　に　つ　い　て　―

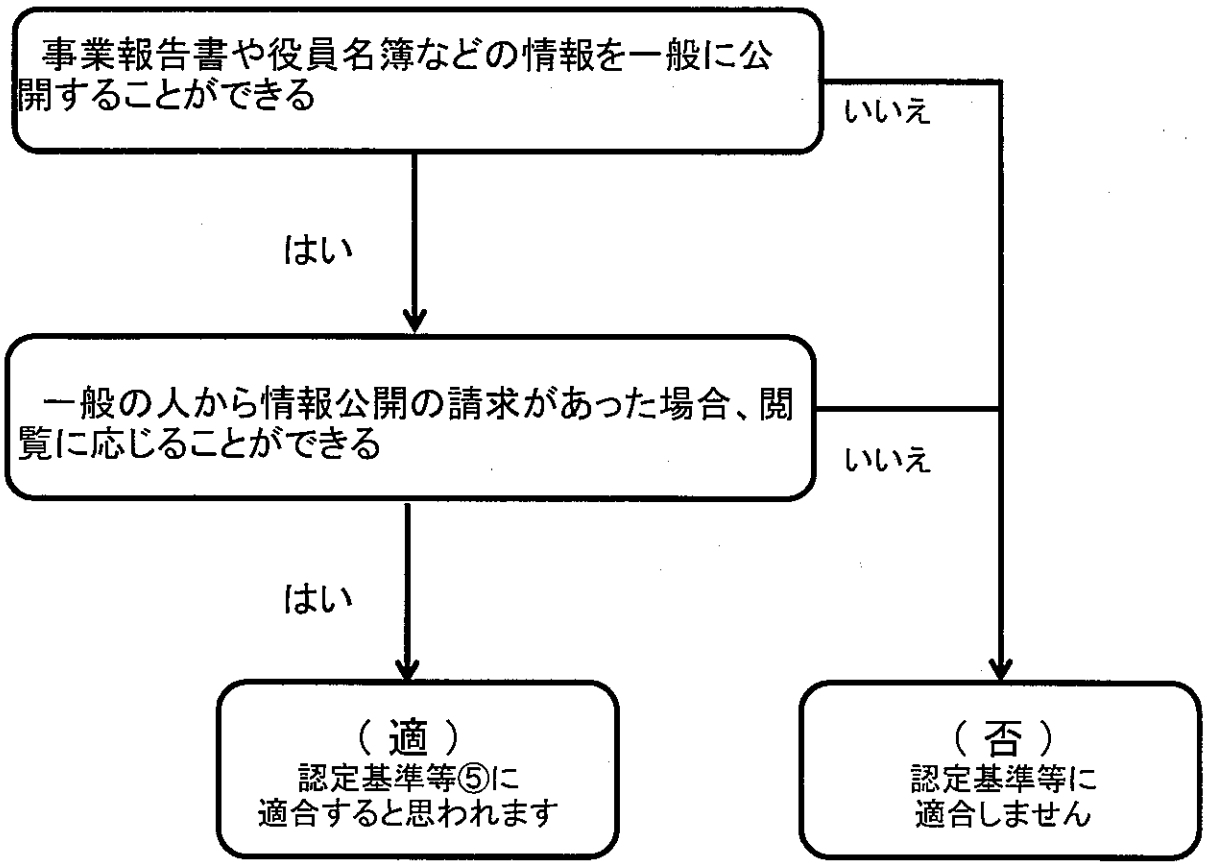

※　閲覧の対象となる書類

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- 海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥　　―　所轄庁への書類提出について　―

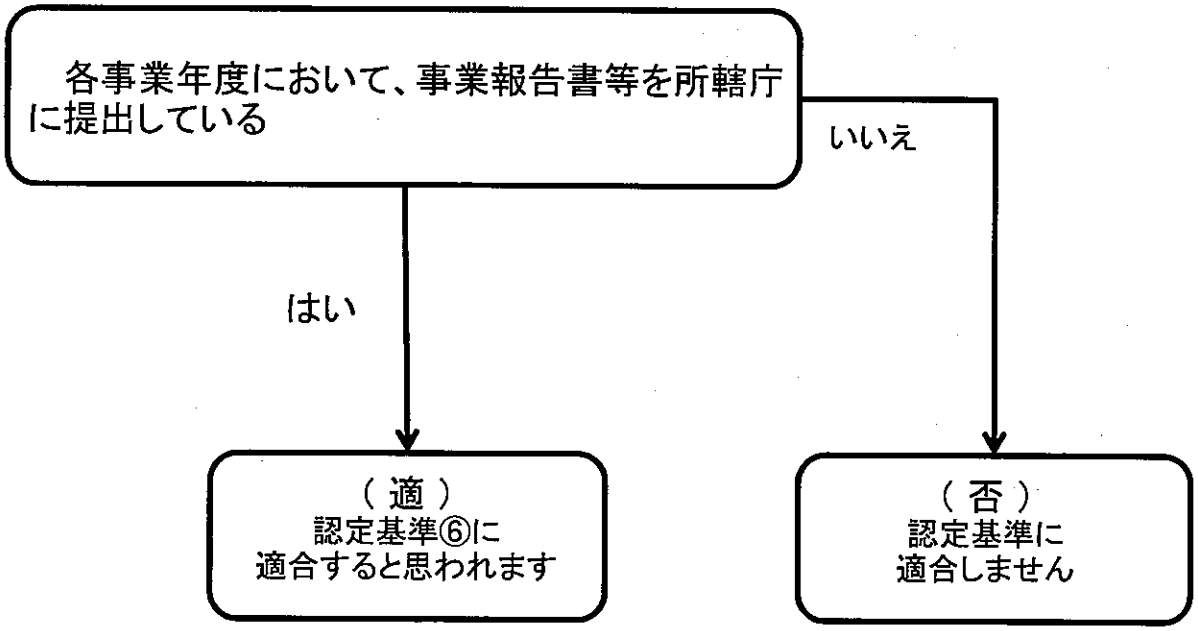

※　事業報告書等は以下のものです。

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 活動計算書
- 年間役員名簿
- 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦　　―　不正行為等について　―

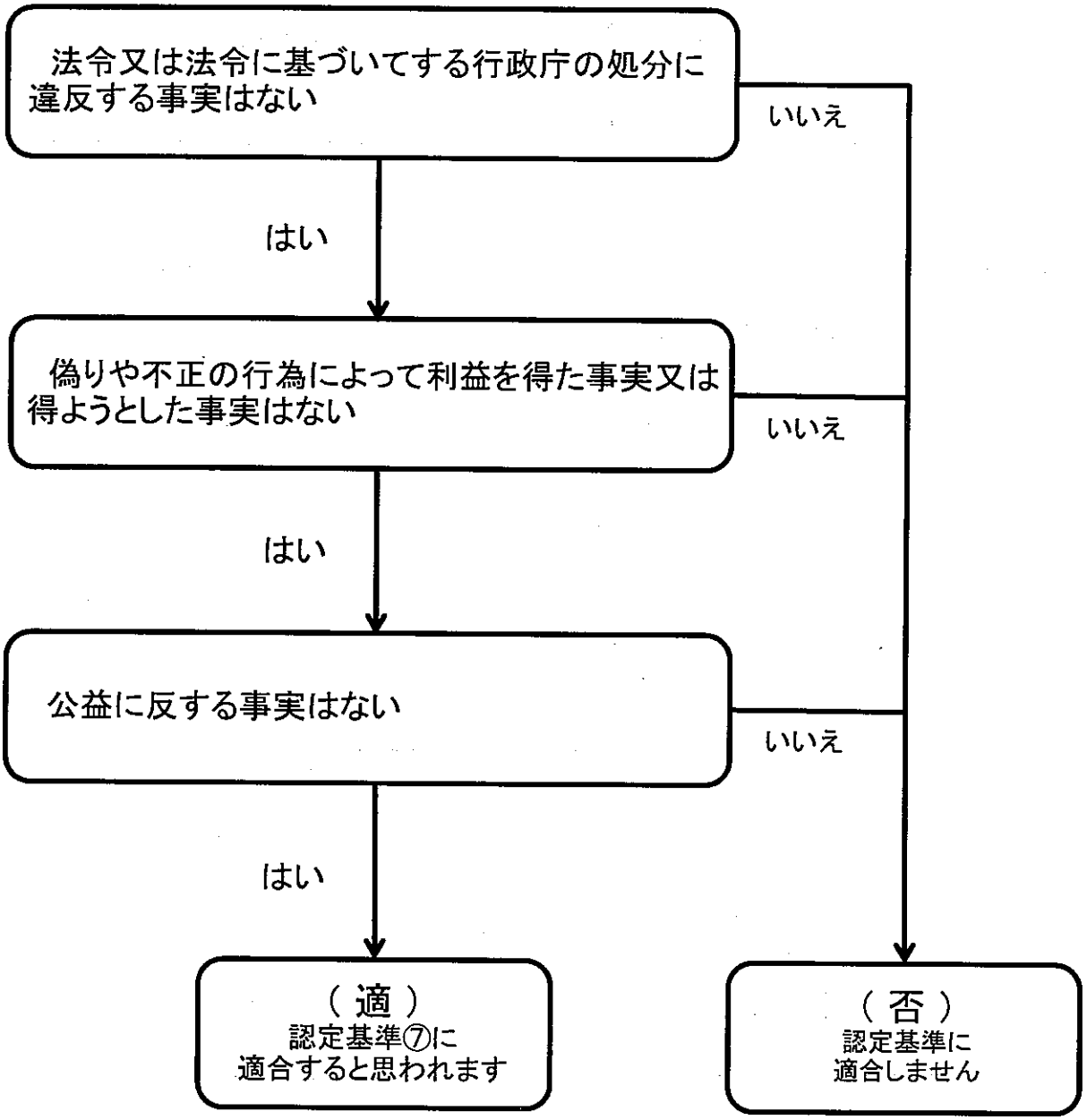

認定基準⑧　　―　設立後の経過期間について　―

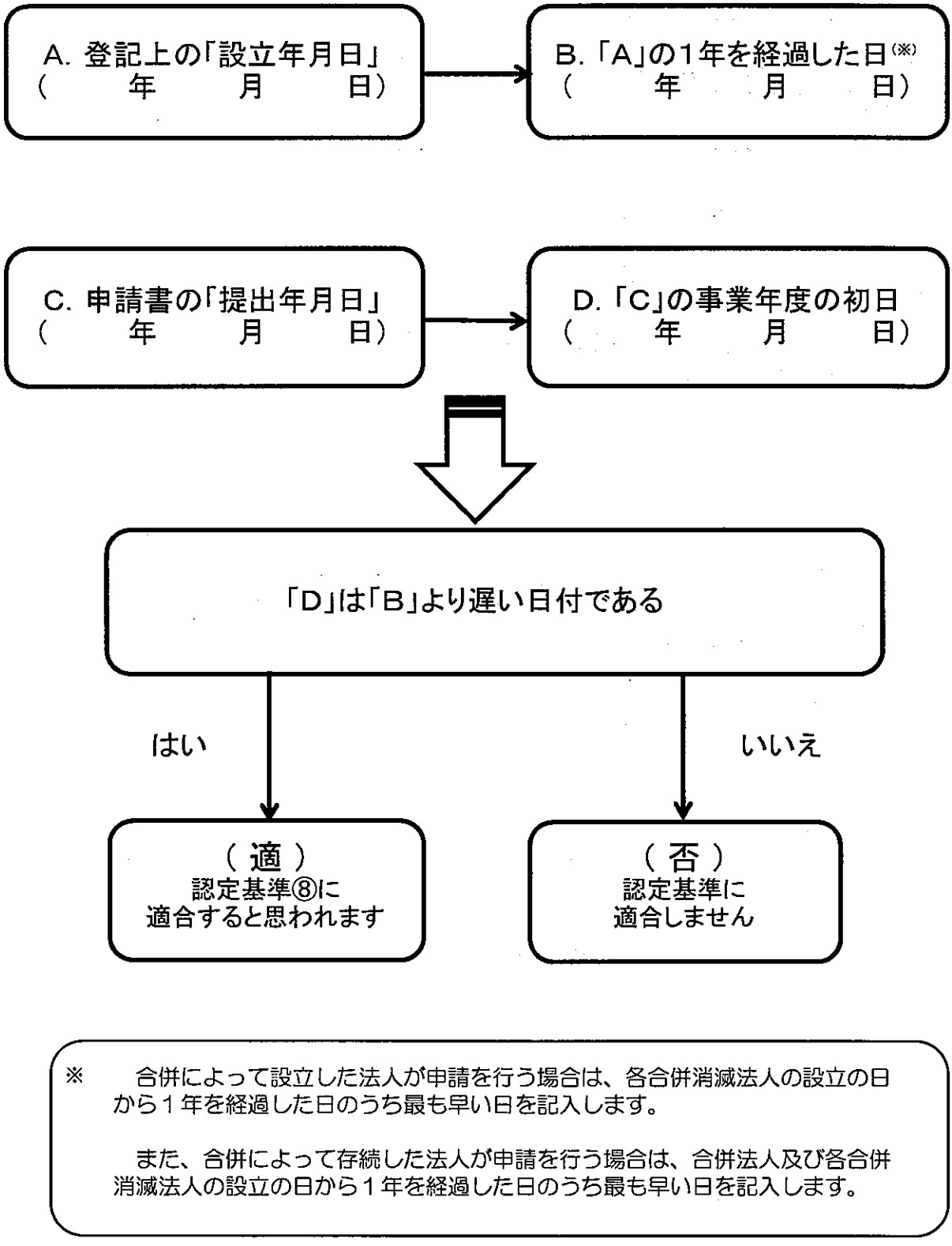

※　合併によって設立した法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から１年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続した法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から１年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員のうちに、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若 しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯 したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることが

D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J. において「暴力団の構成員等」といいます。）

はい

いいえ

E. 認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人
I. 暴力団
J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

（適）

欠格事由に該当しないと思われます

（否）

欠格事由に該当します

特定非営利活動法人

認　定　編

第2章　認定手続き

● 認定（仮認定）申請から申請後までの流れ（概略） ●

特定非営利活動法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人（法第2条第２項、第10条第１項）。

事前相談

○ **認定申請をお考えの場合は、まず、事前相談（予約制）をお願いします。**

- 問い合わせ・予約先については23頁をご確認ください。
- 事前チェックシートは5～18頁、認定（仮認定）を受けるための基準は30～44頁をご確認ください。

申請書の提出

○ **所轄庁である東京都に認定（仮認定）申請書を提出します。**

- 申請手続については20～29頁をご確認ください。
- 申請様式等については巻末の様式集をご確認ください。

審　査

○ **東京都で認定等の審査を行います。**
○ **担当者が実態確認等を行う場合があります（法第73条）。**

- 審査等で確認する資料等については47頁をご確認ください。

認定又は仮認定

認定特定非営利活動法人
特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたもの（法第2条第３項、第44条第１項）。

仮認定特定非営利活動法人
特定非営利活動法人の設立の日から５年経過しないもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の仮認定を受けたもの（法第2条第４項、法第58条第１項）。※経過措置については21頁参照。

役員報酬規程等の提出
（77～79頁参照）

◎ 認定法人又は仮認定法人は、役員報酬規程等、助成金支給の実績及び海外送金等（200万円超）の提出書を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。

情報公開
（99～100頁参照）

◎ 認定法人又は仮認定法人は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。

届出又は報告
（80～83頁参照）

◎ 認定法人又は仮認定法人は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。

1　認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受ける場合の手続きは以下の通りです。
申請書等の提出書類は、官公署が発行する文書を除いて、Ａ４判で作成してください。

（1）　認定を受けようとする場合

認定法人として認定を受けようとする特定非営利活動法人は、必要な書類を添付した申請書を所轄庁である東京都に提出し、認定を受けることとなります（法第 44 条第２項）。

認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後１年を超える期間が経過している必要があります（法第 45 条第１項第８号）。

イ　申請書及び添付書類

認定（仮認定）を受けるための申請書（第 16 号様式又は第 23 号様式）

申請書		部数
記載事項	１　認定（仮認定）を受けようとする特定非営利活動法人の名称	1
	２　代表者の氏名	
	３　主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地	
	４　設立の年月日	
	５　認定（仮認定）を受けようとする特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要	
	６　その他参考となる事項	

申請書の添付書類（※27 頁及も参照してください。）

	申請書の添付書類	部数
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）（書式第２号） ※　寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた 年月日を記載したもの	1
②	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（書式第３号の①から第 15 号）	2
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第 16 号）	2

（注意事項）

１　①の書類については、条例個別指定の基準に適合する特定非営利活動法人は、添付の必要はありません（法第 44 条第２項）。

２　①において実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前５年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は２年）以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第 44 条第３項）。詳しくは、24 頁「参考１　実績判定期間について」を参照。

３　①において、認定の各基準については 30 頁～44 頁を、欠格事由については 45 頁～46 頁をご覧ください。

4　申請書の添付書類には、内容によって「公報」や納税証明書等の文書を別途、添付する必要があるものがあります。詳しくは、巻末の「申請書類の書式・記載要領」をご確認ください。

ロ　認定の有効期間

・　認定の有効期間は、東京都による認定の日から起算して５年となります（法第 51 条第１項）。

・　認定の有効期間の満了後、引き続き、認定法人として特定非営利活動を行おうとする認定法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（手続きは、次頁の「（３）認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法第 51 条第２項）。

（２）　仮認定を受けようとする場合

仮認定法人として仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、必要な書類を添付した申請書を所轄庁である東京都に提出し、仮認定を受けることとなります（法第 44 条第２項、第 58 条第２項）。

仮認定の申請ができる特定非営利活動法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法第 45 条第１項第８号、第 59 条第１号～３号）。

① 仮認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後１年を超える期間が経過していること

② 仮認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から５年を経過しない法人であること

③ 認定又は仮認定を受けたことがないこと

ただし、上記②の基準については、法の施行日（平成 24 年４月１日）から起算して３年を経過する日までの間に仮認定の申請を行おうとする特定非営利活動法人については、法人の設立の日から５年を経過した法人であっても、仮認定の申請を行うことができます（法附則第７条）。

イ　申請書及び添付書類

申請書については、（１）イの表（認定（仮認定）を受けるための申請書）をご確認ください。様式は、第 23 号様式となります。

申請書の添付書類（※29 頁も参照してください。）

	申　請　書　の　添　付　書　類	部数
①	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（書式第６号の①から第 15 号）	2
②	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第 16 号）	2

（注意事項）

１　仮認定の各基準及び欠格事由については「２認定特定非営利活動法人として認定を受けるための基準」（ＰＳＴ基準を除きます。）及び「４　欠格事由」（45 頁～46 頁）をご

覧ください。

2　仮認定の各基準に係る実績判定期間は、仮認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前２年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法第44条第3項、第58条第2項)。詳しくは、24頁を参照してください。

3　**申請書の添付書類には、内容によって証明書等の文書を別途、添付する必要があるものがあります。詳しくは、巻末の「申請書類の書式・記載要領」をご確認ください。**

ロ　仮認定の有効期間

・　仮認定の有効期間は、東京都による仮認定の日から起算して３年となります（法第60条)。

・　仮認定の有効期間が経過したときは、仮認定は失効しますので、仮認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

・　仮認定の有効期間中に認定法人として認定を受けた場合には、仮認定の効力を失います(法第61条第1項第4号)。

(3)　認定の有効期間の更新を受けようとする場合

認定の有効期間の更新を受けようとする認定法人は、有効期間の満了の日の6ヶ月前から3ヶ月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、必要な書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁である東京都に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法第51条第2項、第3項、第5項)。

イ　申請書及び添付書類

認定の有効期間の更新の申請書（第17号様式）

	申　　請　　書	部数
記載事項	1　有効期間の更新を受けようとする認定法人の名称	1
	2　代表者の氏名	
	3　主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地	
	4　認定の有効期間	
	5　有効期間の更新を受けようとする認定法人が現に行っている事業の概要	
	6　その他参考となる事項	

申請書の添付書類（※28頁も参照してください。）

	申　請　書　の　添　付　書　類	部数
①	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(書式第3号の①から第15号)	2
②	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	2

（注意事項）

1　更新に係る認定の基準については 30 頁～44 頁を、欠格事由については 45 頁～46 頁をご覧ください。

2　認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から５年間事務所に備え置く必要があります（法第 54 条第２項第１号）。

3　認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前５年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第 44 条第３項）。

4　上記①、②に係る書類については、既に所轄庁である東京都に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます(法第 51 条第５項)。

5　**申請書の添付書類には、内容によって納税証明書等の文書を別途、添付する必要があるものがあります。詳しくは、巻末の「申請書類の書式・記載要領」をご確認ください。**

ロ　更新後の有効期間

・　認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して５年となります（法第 51 条第１項）。

・　認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法第 51 条第４項）。

（４）　事前相談又は申請書等の提出先について

東京都では、認定申請等にあたり事前相談を受け付けております。

事前相談では、認定等の申請書、添付書類の作成上の質問・相談を受けています。

ご相談は、完全予約制ですので、事前に下記窓口まで日時の予約をしてください。

また、申請書類等の提出先も下記窓口となっております。申請は、窓口に直接持参するほか、郵送等でも受け付けています。

（窓口）

東京都生活文化局都民生活部管理法人課ＮＰＯ法人係

〒１６３－８００１

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都庁第一本庁舎２７階北側（新宿駅西口徒歩１０分）

電話　０３（５３８８）３０９５　　ＦＡＸ　０３（５３８８）（１３３１）

ホームページアドレス　http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm

※　事前相談は、電子メールでの予約受付は行っていません。必ず電話でご予約を取ってください。

※　申請様式、書式は、上記の東京都のホームページからもダウンロードできます。

参　考1　実績判定期間について

実績判定期間とは、認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする特定非営利活動法人（この参考1において、以下「法人」といいます。）の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受けようとする法人の場合は2年）以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法第44条第3項、第51条第5項、第58条第2項）。

【具体例1】

≪過去に認定を受けたことのない法人（又は仮認定を受けようとする法人）の申請の場合≫

- ➢事業年度　4月1日～翌年3月31日
- ➢事業報告書等の所轄庁への提出日　n＋2年6月30日
- ➢申請書を提出した日　n＋2年7月31日
- ➢実績判定期間　n年4月1日（第1期）～n＋2年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は仮認定を受けようとする人）が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn＋2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（ＰＳＴ基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

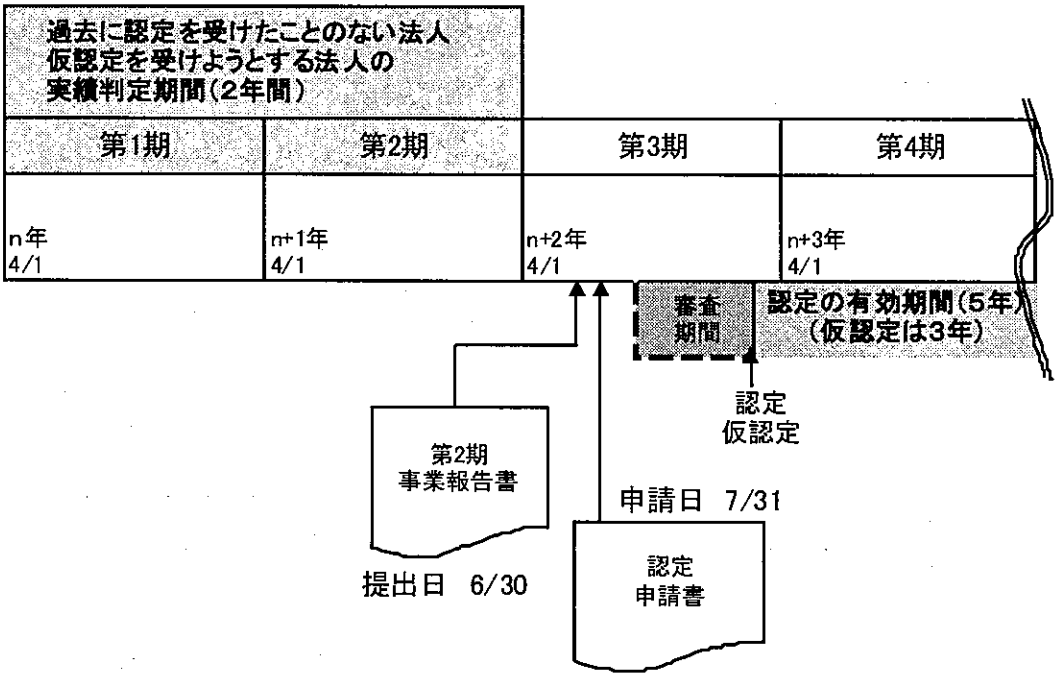

【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- ➢ 事業年度　：４月１日～翌年３月31日
- ➢ 事業報告書等の所轄庁への提出日　：n+2年6月30日
- ➢ 初回の認定申請書の提出日　：n+3年3月16日
- ➢ 認定の有効期間　：n+3年9月16日～n+8年9月15日
- ➢ 更新申請期間　：n+8年3月15日～n+8年6月15日
- ➢ 更新の申請書の提出日

《ケースA：更新申請期間中のn+8年3月15日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➢ 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

更新申請期間中のn+8年2月15日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年6月15日 に更新の申請書を提出する場合》

➢ 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年6月15日 に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意してください。

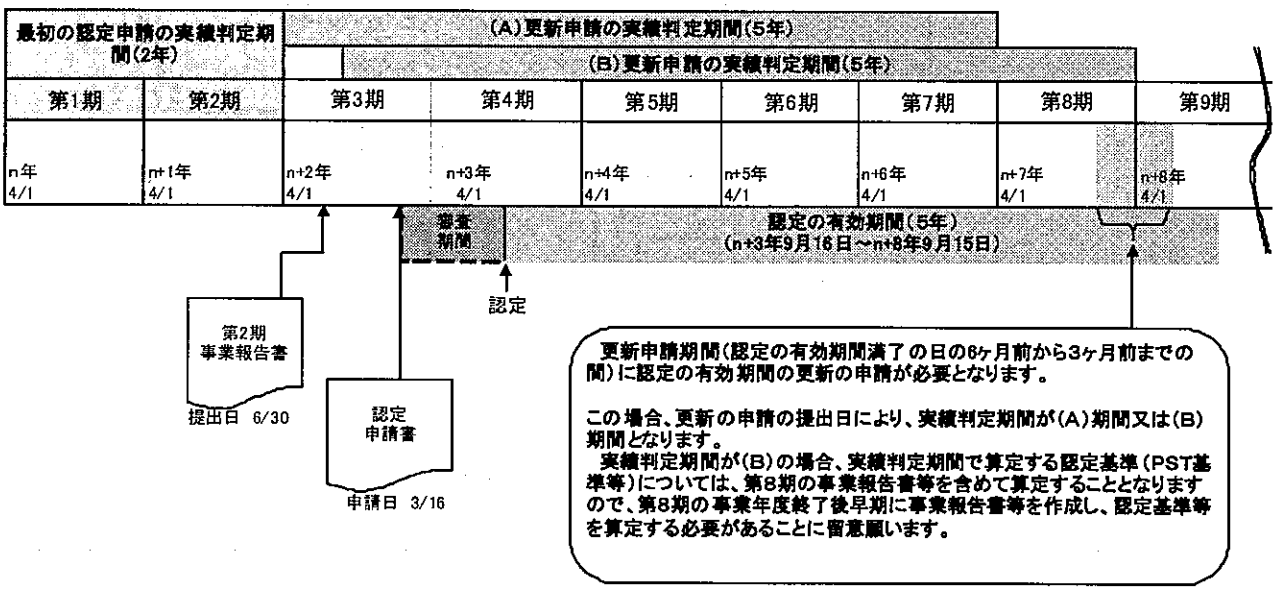

【具体例3】

仮認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- ➢ 事業年度　：4月1日～翌年3月31日
- ➢ 事業報告書の所轄庁への提出日　：n+2年6月30日
- ➢ 仮認定申請書の提出日　：n+2年8月31日
- ➢ 仮認定申請に係る実績判定期間　：n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）
- ➢ 仮認定の有効期間　：n+3年2月28日～n+6年2月27日
- ➢ 認定申請書の提出日　：n+5年8月27日
- ➢ 認定申請に係る実績判定期間　：n+3年4月1日（第4期）～n+5年3月31日（第5期）
- ➢ 認定の有効期間　：n+6年2月28日～n+11年2月27日

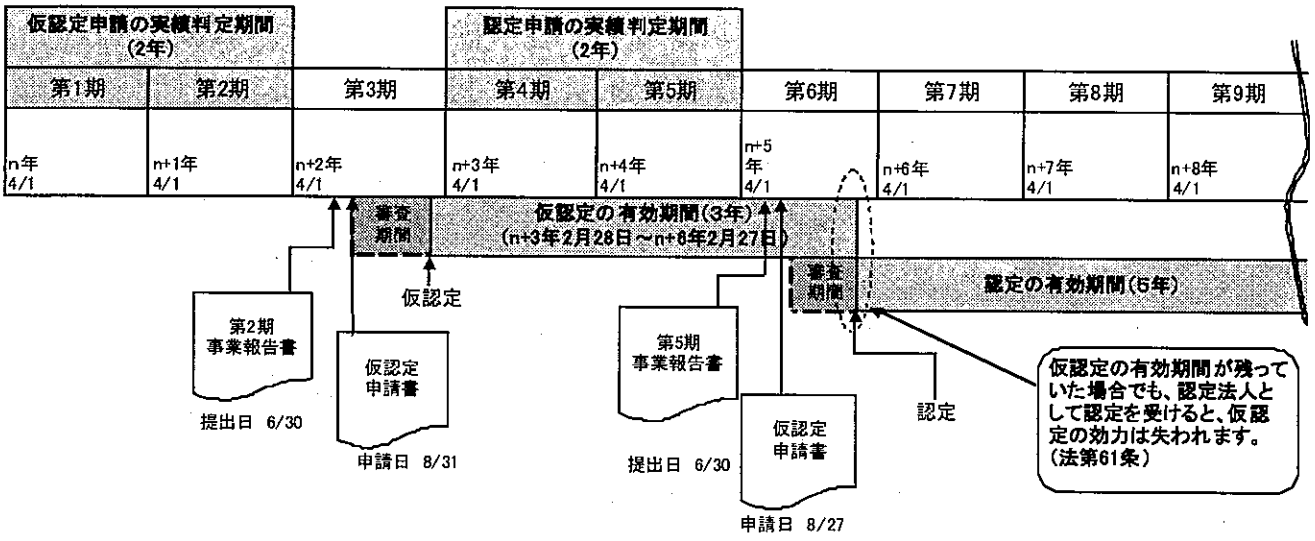

参 考 2　認定等を受けるための申請書及び添付書類について

認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けるには、各一覧表にある申請書及び添付書類を提出してください。なお、添付書類の書式を巻末に掲載しておりますので、ご参照のうえ、作成してください。

イ　認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書（第16号様式）		
1　寄附者名簿(注)（書式第2号）		
2　認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
	一号基準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
		イ　相対値基準・原則　又は　相対値基準・小規模法人
		認定基準等チェック表（第1表　相対値基準・原則用）（書式第3号の①）
		認定基準等チェック表（第1表　相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の②）
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1　相対値基準・原則用）（書式第3号の③）
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1　相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の④）
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2　相対値基準用）（書式第3号の⑤）
		ロ　絶対値基準
		認定基準等チェック表（第1表　絶対値基準用）（書式第4号）
		ハ　条例個別指定基準
		認定基準等チェック表（第1表　条例個別指定法人用）（書式第5号）
	二号基準	いずれかの書類を提出することとなります。
		認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）
		認定基準等チェック表（第2表　条例個別指定法人用）（書式第6号の②）
	三号基準	認定基準等チェック表（第3表）（書式第7号）
		役員の状況（第3表付表1）（書式第8号）
		帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）
	四号基準	認定基準等チェック表（第4表）（書式第10号）
		役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）（書式第12号）
	五号基準	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）
	六～八号基準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）
		欠格事由チェック表（書式第15号）
3　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第14号）		

（注意事項）条例個別指定基準に適合する特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法第44条第2項ただし書）。

□　認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書（第17号様式）		
1　認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
	一号基準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
		イ　相対値基準・原則　又は　相対値基準・小規模法人
		認定基準等チェック表（第1表　相対値基準・原則用）（書式第3号の①）
		認定基準等チェック表（第1表　相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の②）
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1　相対値基準・原則用）（書式第3号の③）
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1　相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の④）
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2　相対値基準用）（書式第3号の⑤）
		ロ　絶対値基準
		認定基準等チェック表（第1表　絶対値基準用）（書式第4号）
		ハ　条例個別指定基準
		認定基準等チェック表（第1表　条例個別指定法人用）（書式第5号）
	一号基準	いずれかの書類を提出することとなります。
		認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）
		認定基準等チェック表（第2表　条例個別指定法人用）（書式第6号の②）
	二号基準	認定基準等チェック表（第3表）（書式第7号）
		役員の状況（第3表付表1）（書式第8号）
		帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）
	三号基準	認定基準等チェック表（第4表）（書式第10号）
		役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）（書式第12号）
	四号基準	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）
	五号基準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）
	六号～八号基準	
	欠格事由チェック表（書式第15号）	
2　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）		

（注意事項）

1　寄附者名簿の添付は必要ありません（法第51条第5項）。

2　特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法第51条第5項ただし書）。

3　「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

ハ　仮認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		
仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書（第23号様式）		
1　認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
	一号基準	いずれかの書類を提出することとなります。
		認定基準等チェック表（第２表）（書式第６号の①）
		認定基準等チェック表（第２表　条例個別指定法人用）（書式第６号の②）
	二号基準	認定基準等チェック表（第３表）（書式第7号）
		役員の状況（第３表付表１）（書式第8号）
		帳簿組織の状況（第３表付表２）（書式第9号）
	四号基準	認定基準等チェック表（第４表）（書式第１０号）
		役員等に対する報酬等の状況（第４表付表１）（書式第１１号）
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表付表２）（書式第１２号）
	五号基準	認定基準等チェック表（第５表）（書式第１３号）
	六～八号基準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第１４号）
	欠格事由チェック表（書式第１５号）	
2　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第１６号）		

（注意事項）寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法第58条第2項、第59条第1号）。

（注意事項）

下記の書類は認定等の申請書への添付は不要ですが、法第２９条の規定に基づき毎事業年度１回（事業年度終了後３ヶ月以内に）、所轄庁である東京都に提出していることが認定基準の一つとなっています（法第４５条第１項第６号）。

所轄庁に提出していることが必要な書類
1　事業報告書
2　活動計算書
3　貸借対照表
※　計算書類の注記
4　財産目録
5　前事業年度の年間役員名簿
6　前事業年度末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

※計算書類の注意は、活動計算書及び貸借対照表と一体のものとして作成・提出が求められます。
※その他、東京都が定める「事業報告書等提出書」（第６号様式）の提出が必要です。

2　認定特定非営利活動法人等としての認定を受けるための基準

認定法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる（1）から（8）までの基準に適合する必要があります（法第44条第1項、第45条）。

また、仮認定法人として仮認定を受けるためには、特定非営利活動法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる（2）から（10）までの基準に適合する必要があります（法第45条、58条、59条）

（1）　パブリックサポートテスト（PST）に関する基準

パブリックサポートテスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項　目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原　則 （31～33頁参照）	《算式2》 小規模法人の特例 （33～34頁参照）
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） （35頁参照）	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） （36頁参照）

≪小規模法人の特例≫

小規模法人の特例を適用するか否かは特定非営利活動法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である特定非営利活動法人に限られます（法第45条第2項、法令第3条）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3，000円以上である寄附者(役員、社員除く)の数　≧　50人

② 絶対値基準 ≪算式5≫

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（36頁）。

（注1）寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geqq 100\text{人}$$

③ 条例個別指定基準

認定法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する特定非営利活動法人に限ります。)。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算 式 1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geqq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 － イの金額

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 － ロの金額 ＋ ハの金額

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額(注1)からイの金額を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額の金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法第45条第1項第1号イ、法令第1条）。

（注１）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

（注２）受取寄附金は、活動計算書においては、実際に入金したときに収益として計上します。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法第45条第1項第1号イ(1)、法規第5条）

① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）

② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの

③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

④ 資産の売却による収入で臨時的なもの

⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの

⑦ 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

（注３） 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び３親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)（法規第８条)。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規第４条第２号、第16条)。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（補足）「生計を維持しているもの」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいい、「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当します。

ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法第45条第1項第1号イ(2)、法規第6条、7条）

① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額

② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額

③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

（注４） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び３親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします

（いわゆる親族合算）（法規第８条）。

上記「特殊の関係」については、イの金額（注１）をご覧ください。

（注５）　「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の 100 分の 10 を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定 NPO 法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の 100 分の 50 を超える部分の金額となります（法規第６条）。

（注６）　「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000 円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法第 45 条第１項第１号イ、法規第７条）。

ハの金額（法第 45 条第１項第１号イ(3)、法規第４条）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（37 頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 ― ロの金額　が限度です。）

（注７）　**ハの金額をＰＳＴの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規第４条）。**

(イ)　社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ)　社員（役員並びに役員の配偶者及び３親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、イの金額(注 1)と同様です。）の数が 20 人以上であること。

（補足）「合理的と認められる基準」に該当するか否かについては、その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されうるような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているものです。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた（例えば、個人会員 と法人会員、一般会員と学生会員）としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられます。

（注８）社員から受け入れた会費の合計額について、活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、未収計上した会費の額は含まれませんのでご注意ください。

（注９）　上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（「(2)活動の対象に関する基準」（37 頁）の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算 式 2》　相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{への金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geqq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（30 頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額から[ニの金額]を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から[ホの金額]を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに[への金額]を加算した金額）の占める割合が５分の１以上であること(法令第５条第２項)。

[ニの金額] ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法第 45 条第１項第１号イ(1)、法令第５条第２項第１号、法規第５条、第 25 条第２項）

① 国の補助金等
② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から 10 か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

（注 10） ここに掲げるものは、《算式１》の[イの金額]の①～⑤と同一です。

[ホの金額] （法第 45 条第１項第１号イ(2)、法令第５条第２項第１号、法規第６条）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

（注 11） これは《算式１》の[ロの金額]の①と同一です。なお、《算式１》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注 12） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式１》の（注４）をご参照ください。

[への金額] （法令第５条第２項、法規第４条、第 25 条第１項）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」（37 頁）に定める割合を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額― [ホの金額] が限度です。）

（注 13） これは《算式１》の [ハの金額]と同一です。（注７、注８をご覧ください。）

（注 14） **[への金額]をＰＳＴの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規第４条、第 25 条第１項）。**

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が 20 人以上であること。

（注 15） 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（「(2)活動の対象に関する基準」（37 頁）の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算 式 3》　相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \boxed{\text{チの金額}}}{\text{経常収入金額} + \boxed{\text{トの金額}}} \geqq \frac{1}{5}$$

（注）　国の補助金等をＰＳＴに算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令第５条第１項）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（ チの金額 ）は、受入寄附金総額から ロの金額 （32～33 頁参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（ トの金額 ）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式１》（31 頁）を参照してください。

トの金額（法令第５条第１項）
国の補助金等の全額

チの金額　⇒　次のいずれか少ない金額（法令第５条第１項）
①　国の補助金等の額
②　受入寄附金総額から ロの金額 （32～33 頁参照）を控除した金額

《算 式 4》　相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ホの金額}} + \boxed{\text{ヘの金額}} + \boxed{\text{リの金額}}}{\text{総収入金額} - \boxed{\text{ニの金額}} + \boxed{\text{トの金額}}} \geqq \frac{1}{5}$$

（注）国の補助金等をＰＳＴに算入するか否か選択適用可能

（解説）

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令第５条第３項）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（ リの金額 ）は、受入寄附金総額から ホの金額 を控除した金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額（ トの金額 ）を算入します。）。

上記算式のうち、 ニの金額 、 ホの金額 及び ヘの金額 については、34 頁を参照してください。

トの金額（法令第５条第３項）

国の補助金等の全額

リの金額　⇒　次のいずれか少ない金額（法令第５条第３項）

①　国の補助金等の額

②　受入寄附金総額から ホの金額 を控除した金額

《算 式 5》　絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geqq 100\text{人}$$

（注）１　寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。

２　寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。

３　寄附者が、その特定非営利活動法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

４　月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

（解説）

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること(法第 45 条第１項第１号ロ、法令第２条、法規第９条)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年 3,000 円以上の寄附者数が 100 人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

条例個別指定基準

認定法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

(注)１　その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。
　　２　認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

（解説）

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです（当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する特定非営利活動法人に限ります。）（法第45条第１項第１号ハ、地方税法第37条の２第１項第４号、第314条の７第１項第４号）。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

（２）　活動の対象に関する基準

実績判定期間における
イ　会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
ロ　特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
ハ　特定の著作物又は特定の者に関する活動
ニ　特定の者の意に反した活動

} の事業活動に占める割合　＜　５０％

（解説）

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が５０％未満であること（法第45条第１項第２号）。

（注）　上記の割合は、その特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規第10条）。

イ　会員又はこれに類する者（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

（注１）　会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規第11条）。

①　当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、特定非営利活動法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

（注２） 特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の特定非営利活動法人の活動に関係しない者をいいます（法規第 12 条）。

（注３） その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規第 13 条）。

① その特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね１０％程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② その特定非営利活動法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第４条第１項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第９条第１項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその特定非営利活動法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 特定非営利活動促進法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定法人である会員等（※１）が参加しているものに限ります。）に対する助成

※１ 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（法規附則第３条第４項）。

２ 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 38 条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第 34 条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ(注)３③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

（注１） 特定の地域とは、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあっては、区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規第 15 条）。

（注２） 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

（3） 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leqq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leqq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること　または　青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

（解説）

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法第 45 条第 1 項第３号）。

イ　次の割合のいずれについても３分の１以下であること。

①　役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合

②　役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注１）　「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規第 16 条）。

ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

ｃ　ａ又はｂに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注２）　「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされ

ます（法規第17条）。

a　一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b　一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

（注3）　特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規第19条）。

ロ　各社員の表決権が平等であること

法第14条の7第4項により、社員の表決権について定款に別段の定めがある場合には、本基準に適合しない場合があります。

ハ　その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規第20条）。

ニ　その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規第21条）。

（4）　事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ　宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ　役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ　実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geqq 80\%$$

ニ　実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geqq 70\%$$

（解説）

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法第45条第1項第4号）。

イ　次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

（注１） ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規第 16 条、第 22 条）。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注２） 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規第 23 条）。

a 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

c 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること。

（注１） この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（法規第 24 条）。

（注２） 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。（次のニにおいても同じです。）

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費

に充てていること。

（5） 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類

④ ①から③に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

⑤ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

（解説）

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法第45条第1項第5号）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）

③ ⑴ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法第54条第2項第2号）

⑵ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法第54条第2項第3号）

（注） 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規第32条第1項）。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

4 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

④　内閣府令で定める書類（法第 54 条第２項第４号）

（注）　「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規第 32 条第２項）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

⑤　助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類（法第 54 条第３項、第４項）

（6）　事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

（解説）

法第 28 条第１項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法第 45 条第１項第６号）。

（7）　不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法第 45 条第１項第７号）。

（8）　設立後の経過期間に関する基準

認定又は仮認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後１年を超える

（解説）

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること（法第 45 条第１項第８号）。

3　仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための基準

仮認定法人としての仮認定を受けるためには、上記（2）～（8）の認定基準に加え、次の（9）及び（10）の認定基準に適合する必要があります（法第59条）。

（9）　設立の日からの経過期間に関する基準

仮認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法第59条第1項第2号）

（注）ただし、法施行日（平成24年4月1日）から起算して3年を経過する日までの間に仮認定申請を行おうとする特定非営利活動法人については、法人の設立の日から5年を経過した法人であっても、仮認定の申請を行うことができます（法附則第7条）。

（10）　認定又は仮認定の有無に関する基準

過去に認定又は仮認定を受けたことがないこと（法第59条第1項第3号）

（その他）

認定法人又は仮認定法人の上記基準のうち、(1)の①と②、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は仮認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は仮認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法第45条第1項第九号）。

認定又は仮認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁である東京都は認定又は仮認定を取り消すことができます（法第67条第2項）。

4　欠格事由（法第47条）

欠格事由のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

イ　役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前１年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から５年を経過しない者

③ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から５年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

ロ　認定等の取消しの日から５年を経過しない

ハ　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ　国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない

ホ　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから３年を経過しない

ヘ　次の①、②のいずれかに該当する法人

① 暴力団

② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

欠格事由のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定、仮認定又は有効期間の更新の基準に関わらず、認定、仮認定又は有効期間の更新を受けることができません。

イ　特定非営利活動法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

① 認定法人が認定を取り消された場合又は仮認定法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年以内に当該認定法人又は当該仮認定法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する

罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

④　暴力団の構成員等(注2)

（注１）「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の３、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

（注２）「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第１項第３号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。

ロ　認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ　特定非営利活動法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ　国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

※　認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付（各１通）が必要となります。

（注）　毎事業年度１回、所轄庁である東京都に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ　次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

①　暴力団

②　暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

5　審査等において確認する書類

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するため、審査等において特定非営利活動法人へ提示（又は提出）をお願する可能性がある書類は次のとおりです。

ただし、これらは、あくまでも確認する資料の一例であり、認定の審査等の過程において、必要に応じて、ここに掲げる以外の資料を確認する場合もあります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認をさせていただく場合があります。

	確認する可能性のある書類の事例	（参考）対応する主な認定基準
1	特定非営利活動法人の事業活動内容がわかる資料 （パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等）	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	特定非営利活動法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 （会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。）	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 （例）・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 （事業活動の対象、イベント等の実績（開催回数、募集内容等）、支出先など）	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 （現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等）	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準（寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上）の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則（社内規則）	情報公開に関する基準
11	特定非営利活動法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び特定非営利活動法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

＜実態確認について＞

所轄庁は、法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法第73条）。この規定により、東京都が認定申請中の特定非営利活動法人や認定法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は仮認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

6　認定後の手続き

（1）　認定法人等の書類の提出義務（法第 49 条第 4 項、第 51 条第 5 項、第 62 条、法規第 27 条、第 28 条）

イ　認定又は仮認定の通知を受けた認定法人又は仮認定法人で東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置する特定非営利活動法人は、遅滞なく、次に掲げる書類をその事務所が所在する道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に提出しなければなりません。

所轄庁以外の関係知事に提出する書類
①　法規第 27 条第２項で規定する様式第１号（認定法人） 又は　法規第 33 条で規定する様式第４号（仮認定法人）
②　直近の事業報告書等（29 頁参照）
③　役員名簿
④　定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記事項証明書の写し）
⑤　所轄庁（東京都）に提出した申請書に添付した書類の写し
⑥　認定又は仮認定に関する書類の写し

ロ　認定の有効期間の更新の通知を受けた認定法人で東京都以外の都道府県の区域内にその他の事務所を設置する認定法人は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。

所轄庁以外の関係知事に提出する書類
①　法規第 28 条に規定する様式第２号
②　所轄庁（東京都）に提出した認定の更新を受けるための申請書に添付した書類の写し
③　認定の更新に関する書類の写し

（2）　認定法人等の役員報酬規程等の提出義務（法第 54 条第 2 項～第 4 項）

認定法人又は仮認定法人は、毎事業年度初めの３か月以内に、役員報酬規程等を東京都（2 以上の区域内に事務所を設置する認定法人又は仮認定法人はにあっては、所轄庁である東京都及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません。

詳細については、第３章の「1　毎事業年度終了後の報告等」（77～78 頁）をご参照ください。

＜ その他の参考事項 ＞

1　認定法人等の名称等の使用制限（法第 50 条第１項、第２項、第 62 条）

認定法人又は仮認定法人でない者は、その名称又は商号中に認定法人又は仮認定法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定法人又は仮認定法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（「第 7 章　認定特定非営利活動法人等の罰則」参照）。

2　所轄庁による認定等の通知（法第 49 条第１項、第２項、第 62 条、法規第 27 条第１項）

東京都は、特定非営利活動法人からの認定等申請について、認定又は仮認定をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、認定又は仮認定をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します。

また、東京都は、都以外の道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人について認定又は仮認定したときは、その認定法人等の名称その他一定の事項を、所轄庁以外の関係知事に通知します。

3　認定の公示（法第 49 条第２項、第 53 条第２項、第 62 条、）

東京都は、認定法人の認定等をしたときは、「東京都公報」において、次に掲げる事項を公示します。

（公示事項）

①　認定法人（仮認定法人）の名称
②　代表者の氏名
③　主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
④　認定等の有効期間

なお、東京都は、認定法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、「東京都公報」においてその旨を公示します。

⑥　上記（公示事項）①、③に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
⑦　定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
⑧　代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき

4　認定等の失効（法第 57 条第１項、第 61 条）

認定法人又は仮認定法人は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います

イ　認定等の有効期間が経過したとき（法第 51 条第４項の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
ロ　認定法人又は仮認定法人が認定法人又は仮認定法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合、その合併が法第 63 条第１項の認定を経ずにその効力を生じたとき（法第 63 条第４項の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
ハ　認定法人又は仮認定法人が解散したとき
ニ　仮認定法人が認定法人として認定を受けたとき

なお、東京都は、認定法人又は仮認定法人が認定又は仮認定の効力を失ったとき、東京都公報においてその旨を公示します。（法第 57 条第２項）

また、東京都は、都以外の道府県の区域内に事務所を設置する認定法人又は仮認定法人がその認定、仮認定の効力を失ったときは、その旨を東京都以外の関係知事に通知します。（法第 57 条第３項、第 62 条）。

7　税制上の措置

認定法人又は仮認定法人になると次の４つの税制上の措置があります。

（1）　個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

所　得　税

個人が認定法人又は仮認定法人に対し、その認定法人又は仮認定法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法第78条第2項、措法第41条の18の2第1項、第2項）。

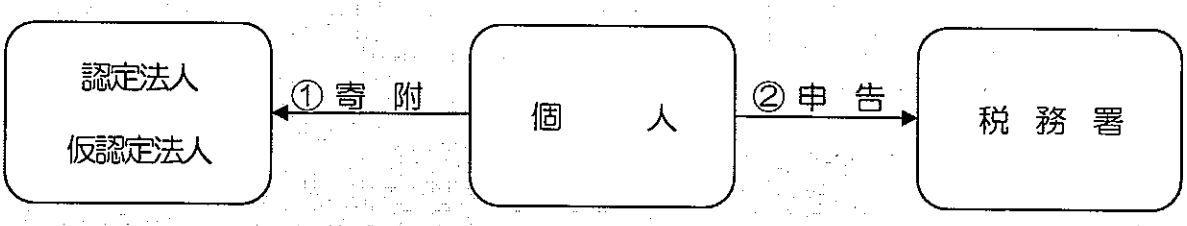

(1)　寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

≪算　式≫

特定寄附金の額の合計額　－　2千円　＝　寄附金控除額

（注）　特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2)　認定法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定法人又は仮認定法人に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

≪算　式≫

（認定法人又は仮認定法人に対する寄附金の額の合計額－ 2千円）× 40%　＝　税額控除額

（注）　認定法人又は仮認定法人に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。
ただし、認定法法人又は仮認定法人に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定法人又は仮認定法人に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。
なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定法人又は仮認定法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定法人又は仮認定法人が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令第262条第1項、所規第47条の2第3項）。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定法人又は仮認定法人が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法第41条の18の2第3項、措規第19条の10の3）。

個人住民税

認定法人又は仮認定法人に対する特定寄附金又は個人が特定非営利活動法人の行う法第２条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。

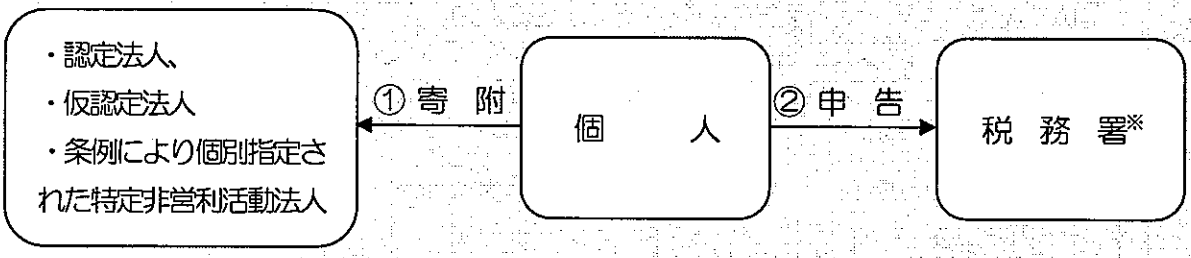

≪算　式≫

（寄附金(注1)－2千円）×10%(注2)　＝　税額控除額

（注１）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注２）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。（この場合、所得税の控除は受けられません。）

※条例で個別に指定された認定法人以外の特定非営利活動法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法第45条の2第5項）。

※　どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

（2）　法人が支出した認定法人等への寄附金に対する措置

法人が認定法人又は仮認定法人に対し、その認定法人又は仮認定法人の行う特定非営利活動特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法第37条第4項、措法第66条の11の2第2項）。

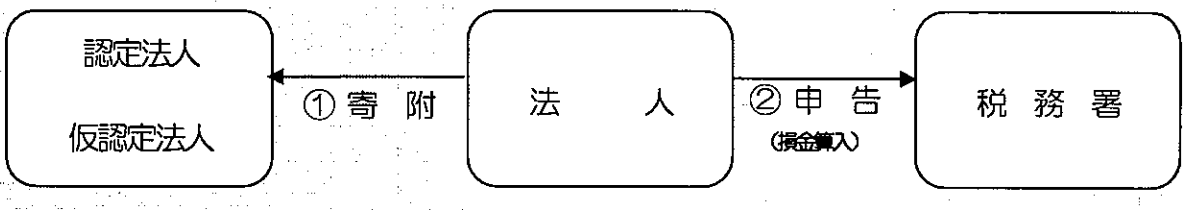

（一般寄附金の損金算入限度額）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$（資本金等の額 \times 0.25\% + 所得金額 \times 2.5\%） \times \frac{1}{4}$$

（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$（資本金等の額 \times 0.375\% + 所得金額 \times 6.25\%） \times \frac{1}{2}$$

(注)　事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

（証明書の保存等）

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定法人又は仮認定法人の行う特定非営利活動特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定法人又は仮認定法人が証する書類を保存しておく必要があります（法人法第37条第9項、措規第22条の12）。

（3）　相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人（仮認定法人は適用されません。）に対し、その認定法人が行う特定非営利活動特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

ただし、その寄附を受けた認定法人が、寄附のあった日から２年を経過した日までに認定法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法第７０条第１項、第２項、第１０項。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

（証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定法人が、
①その寄附が特定非営利活動特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、
②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、
③その財産の使用目的を記載した書類
を添付する必要があります
（措法第７０条第５項、第１０項、措規第２３条の5）。

（4） 認定法人のみなし寄附金制度

認定法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は仮認定法人には適用されません（法人法第37条第5項、法人令第73条第1項、措法第66条の11の2第1項）。

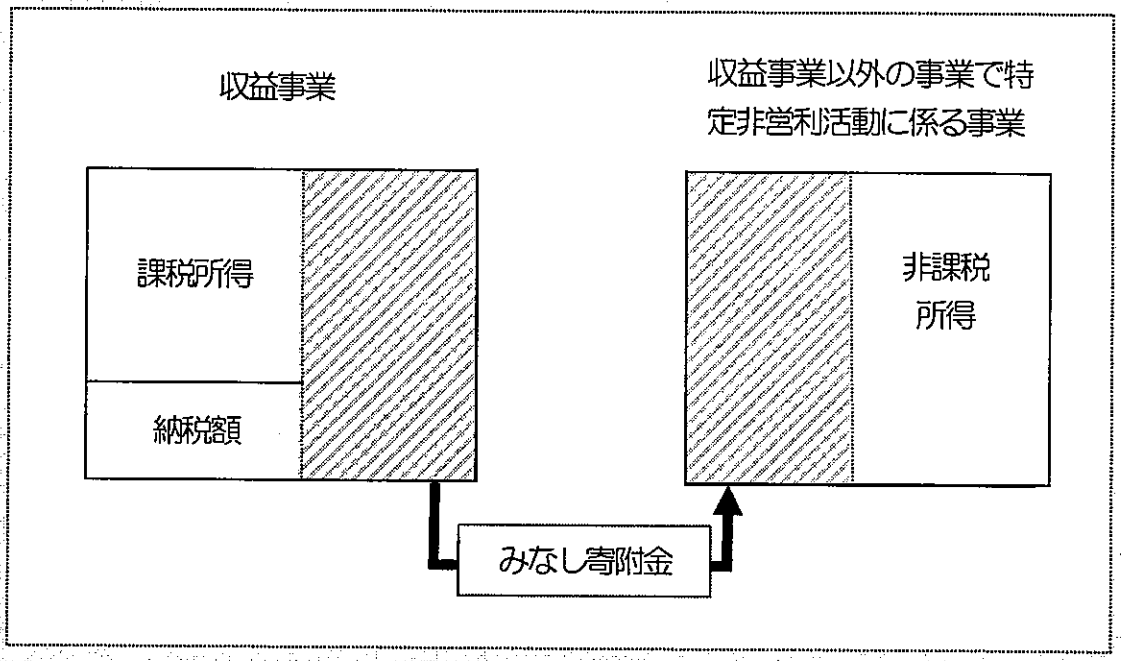

○ 税制上の措置の対象となる寄附

個人又は法人が支出した認定法人又は仮認定法人への寄附金に対する措置

措置の対象となるのは、認定法人又は仮認定法人に対し、認定又は仮認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附です。

したがって、認定又は仮認定を受けていない特定非営利活動法人に対する寄附金や認定又は仮認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、（1）から（3）の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附です。

ただし、その寄附を受けた認定法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

◆タイトル：認定 NPO 法人＆会計基準セミナー資料
◆発　　行：東京ボランティア・市民活動センター
〒162-0823　新宿区神楽河岸１－１　セントラルプラザ１０F
Tel：０３－３２３５－１１７１
専用ページ http://www.tvac.or.jp/newpublic/nintei/
◆発 行 日：平成２４年４月２４日（火）
◆部　　数：１０００部
◆印　　刷：原孔版

この事業は「東京都新しい公共支援事業」の助成金を受けて実施しています